社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業実施要綱

3 産労観受第 1980 号 令和 4 年 1 月 19 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都(以下「都」という。)が都内における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、都内事業者の従業員等が社会と家族を守るため、テレワークをしながら宿泊施設に滞在する取組を支援することにより、感染拡大防止と経済活動の両立を図っていく「社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業」(以下「本事業」という。)に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。
- (1)「都内宿泊事業者」とは、次号に定める宿泊施設を経営する企業等とし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第22条又は第163条の規定により成立した法人等又は個人事業主とする。
- (2)「宿泊施設」とは、東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。
- (3)「都内事業者」とは、都内で事業を営む事業者(個人事業主を含む)であり、災害時等における事業継続に向けた方針が示されているまたは策定する考えがある者とする。
- (4)「利用者」とは、都内在住または在勤で、都内事業者で働く者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者とする。
- ① 同居人がいること
- ② 通勤に公共交通機関を利用していること

(事業実施者等)

- 第3条 本事業の実施者(以下「事業実施者」という。)は、次条に規定する内容を実施する都内宿泊事業者であり、かつ、当該事業の実施に十分な体制が整っている者であって、知事が別途指定する者とする。
- 2 この要綱に基づく事業実施者及び都内事業者は、次の各号に該当しないものとする。
- (1)暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団 並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以

下「暴力団員等」という。)に該当する者があるもの。

(事業の内容)

- 第4条 都は、以下のとおり利用者がテレワークをしながら宿泊施設に滞在する取組を支援する。
 - (1) 実施概要及び実施規模等

都が選定した宿泊施設において、実施期間中に宿泊型テレワークのため客室を提供する。実施規模 及び宿泊日数等については、都が別途定めることとする。

(2) 対象エリア

宿泊施設は、以下のいずれかの特別区の区域または多摩地域に所在するものとする。 墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、 足立区、葛飾区、江戸川区

(3) 施設の選定

事業実施者及び対象の宿泊施設の選定に当たっては、公募にて候補事業者を募集し、別途定める選定基準に基づき選定を行う。

ただし、緊急時において公募により難い場合は、その限りではない。

- (4) 費用負担
 - ・事業実施者は、1日1室10,000円(税込)以内の宿泊プランを設定し、利用者に2,000円(税込)で提供するものとする。
 - ・設定価格と 2,000 円との差額は、都が負担するものとする。
- (5) 利用者の提出書類

利用者は、本事業の利用にあたり、事業実施者に以下の書類を提出するものとする。

- ① チェックイン時
 - · 誓約書(別記第1号様式)
 - ·利用確認書(別記第2号様式)
- ② チェックアウト時
 - · 実施報告書(別記第3号様式)
- 2 本事業の実施に当たり、知事と事業実施者は、必要な事項を定めた協定書を締結する。本協定書の 締結をもって、事業実施者を確定する。

(役割分担)

- 第5条 知事は、以下の役割分担により本事業を実施する。
- (1) 本事業の企画及び広報並びに事業実施者に対する助言全般
- (2) 負担金の支出
- 2 事業実施者は、以下の役割分担により本事業を実施する。
- (1) 利用者に提供する宿泊プランの企画、広報、販売等に関する事項全般
- (2) 利用者の提出書類の確認
- (3) その他本事業の実施に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。